



「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害に関する特別相談窓口」の開設店舗追加について

1. 相談窓口の

商工中金は、このたびの令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害の発生を受け、2023年6月5日（月）から「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害に関する特別相談窓口」を、埼玉県と静岡県の実店舗に開設してまいりましたが、今般の被害の状況を踏まえ、6月6日（火）、水戸支店と和歌山支店を追加し、相談受付体制を強化いたします。

引き続き被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗（下線部が今回追加した営業店舗です）

営業店名	住 所	電話番号
水戸支店	茨城県水戸市南町3-5-7	029-225-5151
さいたま支店	埼玉県さいたま市浦和区岸町4-25-13	048-822-5151
熊谷支店	埼玉県熊谷市本町2-95	048-525-3751
静岡支店	静岡県静岡市葵区追手町6-3	054-254-4131
浜松支店	静岡県浜松市中区常盤町133-1	053-454-1521
沼津支店	静岡県沼津市米山町6-5沼津商工会議所会館2階	055-920-5000
和歌山支店	和歌山県和歌山市十番丁 2-1	073-432-1281

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 （ 据 置 期 間 ）	（1）設備資金20年（据置期間3年）以内 （2）運転資金10年（据置期間3年）以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。